

第4次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料3

基本 方向	施策	事業	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和6年度（年）		令和7年度（年）	
					目標	実績	目標（案）	予算
I 意識 づ くり	(I) 自主 防 犯 意 識 の 啓 発	①自主防犯意識の高揚	交通・地域安全課	1 行政、県民、市町、事業者等の代表者からなる県民会議において、自主防犯活動の促進、支援を行うことにより自主防犯意識の高揚を図る。 2 犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみで取り組むための「犯罪なく3ば運動」を推進する。	1 県民会議 年1回開催 2 犯罪なく3ば運動の推進	1 6/5県民会議開催 2 広報誌による犯罪なく3ば運動の広報を実施	1 県民会議 年1回開催 2 犯罪なく3ば運動の推進	2,384の一部
			生活安全企画課	犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみで取り組むための「犯罪なく3ば運動」を推進する。	犯罪なく3ば運動の推進	モデル地区、モデル校及びモデル事業所の指定、同モデル地区等と連携した各種キャンペーンなどを実施	「犯罪なく3ば運動」の推進	1,709
		②防犯講習会等の開催	交通・地域安全課	県防連と連携し、防犯指導技能養成講座を開催する。	年1回開催	1/28宣言団体、事業所等を引き実施	年1回開催	—
			生活安全企画課	防犯講習会を積極的に開催し、地域住民の自主防犯意識の高揚を図る。	適宜実施	防犯講習会、防犯教室の開催回数 1,652回	適宜実施	—
			生活安全企画課	非行防止教室、薬物乱用防止教室等の機会を利用して防犯指導を実施する。	各学校からの要請に応じて適宜実施	・非行防止教室251回、参加者 48,739人 ・薬物乱用防止教室94回、参加者 21,805人	各学校からの要請に応じて適宜実施	1,839の一部
			サイバー犯罪対策課	インターネット利用による犯罪被害防止講話（サイバーセキュリティ講話）や各種会合における啓発、チラシ、パンフレット等広報資料作成による啓発活動を推進する。	サイバーセキュリティ講話 31,000人	サイバーセキュリティ講話 38,794人	サイバーセキュリティ講話 31,000人	—
			地域課	生安課と連携して防犯講習会を開催する。	生安課と連携して防犯講習会を実施	生活安全課と連携して防犯講習会を実施した。	生安課と連携して防犯講習会を実施	—
		③各種会合等での啓発	交通・地域安全課	自治会等に犯罪のない安全・安心まちづくりに関する各種情報・資料を提供するなど、自主防犯意識の啓発に努める。	要請に応じて対応	1 安全・安心まちづくり通信の発行 （R6年度4回） 2 パートナー通信の発行（R6年度12回）	要請に応じて対応	—
			生活安全企画課	自治会等が開催する各種会合等へ参加し、安全情報を提供する。	適宜実施	地域住民を対象とした防犯講話の開催回数 857回	適宜実施	—
			地域課	自治会等が開催する各種会合等へ参加し、安全情報を提供する。	会合等出席時に適宜実施	各種会合出席時に適宜安全情報を提供した。	会合等出席時に適宜実施	—
			交通企画課	自治会等で開催される各種会合等に参加して情報を提供する。	適宜実施	交通安全教育等の実施回数 3,681回	適宜実施	28,456の一部
		④広報・啓発活動の推進	交通・地域安全課	犯罪のない安全・安心まちづくり推進旬間啓発用ポスターを作成し、関係機関へ配布する。	ポスター2,700枚作成（旬間）	2,700枚作成	ポスター2,700枚作成（旬間）	2,384の一部（再掲）
			生活安全企画課	関係機関・団体と連携して、「安全・安心まちづくり長崎県大会」を開催し、広報啓発を図る。	10月中に1回開催	全国地域安全運動期間中（10月中）にアルカス佐世保において開催	10月中に1回開催	368
		⑤ポスター、パンフレットの作成	交通・地域安全課	犯罪のない安全・安心まちづくりを啓発するためのポスター、チラシを作成・配布する。	ポスター2,700枚作成（旬間）	2,700枚作成	ポスター2,700枚作成（旬間）	2,384の一部（再掲）
			こども未来課	コロナねっこ運動を通して、ふれあいに満ちた安全・安心なまちづくりを進めるため、次の取組を実施する。 1 ポスター、チラシの作成・配布 2 地域におけるコロナねっこ運動の実践向上のための全21市町における普及啓発イベントの開催	啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットの作成、配布	20,816
			生活安全企画課	県防連と連携し、犯罪情勢の変化に対応した防犯ポスター、パンフレットの作成を推進する。	連携して作成	県防連と連携の上、全国地域安全運動用ポスター及びパンフレットを作成	連携して作成	—
		⑥自転車防犯登録制度の普及	生活安全企画課	駐輪場における防犯診断等の機会を通じて、自転車防犯登録制度の普及啓発を図る。	継続広報及び新規購入者に対する呼び掛けを実施	防犯ボランティア団体等と協働するなど適宜実施	継続広報及び新規購入者に対する呼び掛けを実施	—
			地域課	生安課と連携し、街頭活動を通じて児童・生徒等に対する自転車防犯登録制度の普及啓発を図る。	街頭活動を通じて指導を実施	パトロール等街頭活動を通じて指導を実施した。	街頭活動を通じて指導を実施	—
		⑦施錠意識の啓発	交通・地域安全課	施錠の励行や防犯意識の高揚を促す防犯ポスター、チラシを作成・配布する。	ポスター2,700枚作成（旬間）	2,700枚作成	ポスター2,700枚作成（旬間）	2,384の一部（再掲）
			生活安全企画課	犯罪なく3ば運動をし、施錠意識の向上を図るための取組を推進する。	適宜実施	モデル地区、モデル校、モデル事業所やボランティア等と連携し、キャンペーンや自転車防犯診断、防犯講話などを実施	適宜実施	—
			地域課	巡回連絡や防犯講座等、あらゆる機会を通じて、県民に施錠意識を啓発するための防犯指導を行う。	ミニ広報紙等による広報啓発と合同パトロールを通じた指導を実施	ミニ広報紙等による広報啓発や自治体等との合同パトロールによる指導を実施した。	ミニ広報紙等による広報啓発と合同パトロールを通じた指導を実施	—
		⑧施設管理者等の防犯意識啓発活動の推進	交通・地域安全課	長崎県防犯・交通安全パートナー事業所等に働きかけて自主的な防犯・交通安全意識高揚を図る。	随時実施	パートナー通信の発行を通じた働きかけ 年12回	随時実施	2,384の一部（再掲）
			生活安全企画課	長崎県万引き防止官民会議等を開催し、関係機関・団体と連携した抑止対策を推進する。	適宜開催	開催なし	必要に応じ開催	—
			地域課	犯罪情勢を踏まえ、犯罪発生のおそれがある施設等を巡回・訪問し、管理者等に指導を行う。	巡回連絡等を通じて管理者等に対する指導を実施	巡回連絡等を通じて管理者等に対する指導を実施した。	巡回連絡等を通じて管理者等に対する指導を実施	—

第4次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料3

基本 方向	施策	事業	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和6年度（年）		令和7年度（年）		
					目標	実績	目標（案）	予算	
	(2) 規範意識の向上	①犯罪に手を染めない意識づくり	交通・地域安全課	規範意識の向上を図るため、関係機関・団体等と連携して啓発活動を行う。	啓発物品の作成	広報啓発グッズの購入	啓発物品の作成	2,384の一部（再掲）	25
			生活安全企画課	万引き等のゲートウェイ犯罪等について、自治体、地域住民、事業者等と連携しつつ、総合的な抑止対策を推進し、規範意識の向上を図る。	総合的な抑止対策推進	万引き対策等について、各業態に応じた防犯指導や地域住民等に対する防犯講話、ボランティア等との合同パトロールを随時実施した。	総合的な抑止対策の推進	—	26
			生活安全企画課	少年の規範意識向上のため、次のような取組を実施する。 1 非行防止教室等あらゆる機会を通じた広報啓発活動 2 少年警察ボランティアと連携した広報啓発活動 3 非行少年の立ち直り支援活動	適宜実施	・非行防止教室251回、参加者48,739人 ・薬物乱用防止教室94回、参加者21,805人	適宜実施	12,717の一部	27
			地域課	生安課、人身安全・少年課と連携して学校での講習会に参加する。 地域の各種会合や街頭活動中の指導等により意識づけを図る。	生安課、人少課と連携した講習会の開催、各種会合等における指導の実施	生安課、人少課と連携して講習会を実施した。	生安課、人少課と連携した講習会の開催、各種会合等における指導の実施	—	28
	②サイバー空間におけるマナー・モラルの向上	児童生徒支援課	情報社会におけるマナーとルールを守り、インターネットの安全利用のため、情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用し、児童生徒の適切な情報モラルの醸成に努める。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	29	
		生活安全企画課	少年の情報モラル向上のため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の機会を利用した児童・生徒に対する指導を推進する。また、ホームページ、広報紙等による啓発活動を推進する。	要請に応じて適宜実施	・非行防止教室251回、参加者48,739人 ・薬物乱用防止教室94回、参加者21,805人	要請に応じて適宜実施	1,839の一部（再掲）	30	
		サイバー犯罪対策課	インターネット利用による犯罪被害防止講話（サイバーセキュリティ講話）や各種会合における啓発、チラシ、パンフレット等広報資料作成による啓発活動を推進する。	サイバーセキュリティ講話31,000人	サイバーセキュリティ講話38,794人	サイバーセキュリティ講話31,000人	—	31	
	③交通ルールの遵守	交通・地域安全課	長崎交通公園・高齢者交通安全教育事業等を通じての交通安全教育と各種交通安全運動を通じて交通ルールの遵守を指導する。	随時実施	随時実施	随時実施	—	32	
		交通安全企画課 交通指導課	幼児、児童等に対する交通安全教室や企業・高齢者等を対象とした各種講習会等による交通安全教育、関係機関・団体と連携したキャンペーン等の広報啓発活動・飲酒運転を始めとした悪質・危険な交通違反の取締りを推進する。	適宜実施	交通安全教育・キャンペーン等の実施回数 13,104回	適宜実施	28,456の一部（再掲）	33	
	④薬物乱用防止対策の推進	薬務行政室	1 地域における薬物乱用対策を支援するため、啓発資料の作成、提供、講師の派遣を行う。 2 県民に、麻薬、覚せい剤を始め、危険ドラッグの乱用防止を啓発するため、薬物の種類、乱用の実態等、薬物乱用防止に係る講習会等を開催する。	県民への薬物乱用防止に係る講習会等の開催回数50回	35回	県民への薬物乱用防止に係る講習会等の開催回数110回	10,698の一部	34	
		体育保健課	公立小・中、高等学校において、薬物乱用防止教室を開催する。	公立小・中・高等学校薬物乱用防止教室の開催率 小学校 95%以上 中学校、高等学校 100%実施	小学校 94.8% 中学校 100% 高等学校 100%	公立小・中・高等学校薬物乱用防止教室の開催率 小学校 95%以上 中学校、高等学校 100%実施	42	35	
		生活安全企画課	学校での非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催や、薬物乱用防止広報車の効果的運用を通じて、児童生徒に対する薬物乱用防止の意識づくりを推進する。	非行防止教室・薬物乱用防止教室の参加者8万人以上	・非行防止教室251回、参加者48,739人 ・薬物乱用防止教室94回、参加者21,805人	非行防止教室・薬物乱用防止教室の参加者8万人以上	1,839の一部（再掲）	36	
		⑤非行防止教室の開催	生活安全企画課	小さなルール違反や万引き、乗り物盗などゲートウェイ犯罪の非行を重点とした非行防止教室を開催する。	非行防止教室・薬物乱用防止教室の参加者8万人以上	・非行防止教室251回、参加者48,739人 ・薬物乱用防止教室94回、参加者21,805人	非行防止教室・薬物乱用防止教室の参加者8万人以上	1,839の一部（再掲）	37
	⑥学校における道徳教育の推進	児童生徒支援課	本県道徳教育の指針を踏まえ、小中高12年間を見通した道徳教育を推進し、モラルや規範意識を子供の発達段階に即しながら指導し、心豊かな長崎っ子を育成する。	「長崎っ子の心を見つめる教育週間（前期5～7月、後期9月～11月）」を実施	学校安全要綱を各学校に配布し、各学校において適宜実施	「長崎っ子の心を見つめる教育週間（前期5～7月、後期9月～11月）」を実施	—	38	
	⑦人権尊重社会づくりに向けた啓発等の推進	人権・同対策課	安全・安心のまちづくりの基本となる県民一人ひとりの人権意識の醸成を図るため、各種講演会や研修会、イベント等を開催する。	随時実施	研修会、講演会等開催190回	随時実施	41,735	39	
	⑧犯罪被害者等への理解の増進	交通・地域安全課	犯罪被害者等支援に従事する職員を対象とした研修等を実施して資質の向上を図るほか、犯罪被害者等の援助を行う団体の活動等を周知するための広報啓発活動を推進する。	犯罪被害者等支援に従事する職員を対象とした研修の実施	7/30市町職員対象の研修会を実施	犯罪被害者等支援に従事する職員を対象とした研修の実施	—	40	
		犯罪被害者支援室		年間を通じて広報・意識啓発活動を実施	11月24日、犯罪被害者等支援講演会を開催（県との共催）	年間を通じて広報・意識啓発活動を実施	187,000円の一部	41	
(3) 安全情報等の提供	①安全情報等の提供	広報課	県の広報誌等への掲載等による県民への情報提供を行います。	県の広報媒体を活用し、施策の紹介、安全情報の周知を図る。	※実績 ・広報誌「つたえる県ながさき」 ・長崎新聞「県からのお知らせ」 ・FM長崎「とどける県ながさき」及び「タウンナビ」	県の広報媒体を活用し、施策の紹介、安全情報の周知を図る。	広報課全体予算の一部	42	
		生活安全企画課	1 地域住民に対し、生活安全ニュース等により、安全情報等を提供する。 2 定期的なミニ広報紙の発行や管内での事件・事故発生時における交番速報の発行により安全情報を提供する。	適宜実施	本部・警察署合わせて生活安全ニュースを463回発行	適宜実施	—	43	
		地域課		・ミニ広報紙を県内で年間1,200回以上発行 ・交番等速報を適宜発行	ミニ広報紙を年間1,418回、交番・駐在所等の速報を231回発行した。	・ミニ広報紙を県内で年間1,200回以上発行 ・交番等速報を適宜発行	—	44	

第4次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料3

基本 方向		施策	事業	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和6年度（年）		令和7年度（年）	
						目標	実績	目標（案）	予算
		②インターネットによる情報の提供	交通・地域安全課	インターネットを通じて、犯罪発生状況、防犯対策について情報提供する。	適宜実施	パートナー通信をホームページに掲示	適宜実施	—	45
			生活安全企画課	1 インターネットにより情報発信を行う「もってこいネットワーク通信」の拡大を図る。 2 携帯電話にメールで情報発信を行う「安心メールキャッチくん」の登録会員数の拡大を図る。	随時広報を実施し、配信先、登録者数を拡大	「安心メール・キャッチくん」登録件数19,697人（前年比+272人）	随時広報を実施し、配信先、登録者数を拡大	—	46
		③マスメディア等を通じた情報の提供	交通・地域安全課	新聞、テレビ、ラジオなどを通じての広報や県広報紙の掲載、市町等に対して安全情報等を提供する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	47
			生活安全企画課	新聞、テレビ、ラジオ、自治体広報誌等を活用し、安全情報を提供する。	各種媒体を活用して広報を実施	各種媒体を活用した広報を実施	各種媒体を活用して広報を実施	—	48
		④“新たな犯罪”の防止のための情報提供	スマート県庁推進課	県民が安心してインターネットを利用できるよう、警務課、九州管区警察局長崎県情報通信部情報技術解析課等と連携、情報交換・情報共有を行い、必要があれば情報提供を行う。	—	4回	—	—	49
			交通・地域安全課	新たな形態の犯罪について、県の広報媒体やホームページ等を利用して情報発信を行う。	適宜実施	犯罪情勢及びニセ電話詐欺の被害防止等について各種通信、ホームページで発信	適宜実施	—	50
			食品安全・消費生活課	悪質商法等の消費者被害やニセ電話詐欺被害を未然に防止するために、警察と連携して広報啓発を行う。	警察との連携による消費者被害対策を適宜実施	警察との連携による消費者被害対策を適宜実施	警察との連携による消費者被害対策を適宜実施	1,200千円の一部	51
			生活安全企画課	新たな犯罪被害防止のため、安全情報の提供、広報啓発活動を行う。特にニセ電話詐欺については、被害に遭う可能性の高い高齢者に直接被害防止を呼びかけるとともに、被害防止装置の設置などを推進する。	適宜実施	高齢者に対する防犯講話の実施やニセ電話詐欺被害防止対策として「自動通話録音（警告）機」を設置	適宜実施	—	52
			サイバー犯罪対策課	インターネット利用による犯罪被害防止講話（サイバーセキュリティ講話）や各種会合における啓発、チラシ、パンフレット等広報資料作成による啓発活動を推進する。	サイバーセキュリティ講話31,000人	サイバーセキュリティ講話38,794人	サイバーセキュリティ講話31,000人	—	53
			地域課	巡回連絡の際、ニセ電話詐欺の発生状況を踏まえた分かりやすい説明を実施し、注意喚起を図る。	巡回連絡を通じて主に高齢者宅を訪問し注意喚起を実施	巡回連絡を通じて主に高齢者宅へ訪問し注意喚起を実施した。	巡回連絡を通じて主に高齢者宅を訪問し注意喚起を実施	—	54
2	地域づくりにおける連帯感の向上	①地域コミュニティの基盤の強化	地域づくり推進課	地域住民主体による地域運営組織の維持・活性化に向けた支援	地域へのアドバイザー派遣、県民参加を促進する広報を適宜実施	・アドバイザー派遣：10件 ・R3に作成した地域運営組織の県内の先進事例の冊子について、広報を実施したほか、新たに3事例を追加した事業実績額：7,659,690円（2-（5）-①と同一）	地域運営組織の設立支援等のためのアドバイザー派遣や研修会を実施	4,627（当初予算・2-（5）-①と同一）	55
			交通・地域安全課	地域ぐるみで自主防犯活動に取り組む「犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」の募集	宣言団体数430団体（R7）	宣言団体数410団体（R6）	宣言団体数430団体（R7）	1,247	56
		②地域連帯の再構築	交通・地域安全課	犯罪なく3ば運動を通じて、地域の連帯感を構築するためのあいさつ運動の励行を図る。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	57
			こども未来課	ココロねっこ運動を通して、地域教育力を充実させるため、次の取組を実施する。 1 ポスター、チラシの作成・配布 2 地域におけるココロねっこ運動の実践向上のための全21市町における普及啓発イベントの開催	啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットの作成、配布	20,816（再掲）	58
			生活安全企画課	1 犯罪なく3ば運動を通じて、地域の連帯感を構築するためのあいさつ運動の励行を図る。 2 防犯協会等と連携し、地域住民が参加する活動を推進する。	適宜実施	1 適宜実施 2 キャンペーン等を県内各地で283回実施	適宜実施	—	59
			生活安全企画課	スポーツ活動、農業体験等非行少年の社会参加活動を推進することを通じて、少年の立ち直り支援を図る中で、地域の連帯感や絆を深める。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	742	60
		③自主防災活動等の推進による地域の連帯感・絆の強化	防災企画課	自主防災組織育成の主体である市町担当者や、自主防災組織運営の主体となる自治会役員等に対し、自主防災リーダー研修会等への参加を推進し、更なる育成を図る。	120人	89人	120人	4,993	61
		①地域における防犯活動への支援	交通・地域安全課	1 安全・安心まちづくり通信による情報提供を行う。 2 防犯研修会の開催	・情報提供適宜実施 ・防犯協会との共催による研修会を1回開催	1 安全・安心まちづくり通信の発行（R6年度4回） 2 パートナー通信の発行（R6年度12回） 1/28研修会の開催	・情報提供適宜実施 ・防犯協会との共催による研修会を1回開催	2,384の一部（再掲）	62
			生活安全企画課	防犯ボランティア団体への情報提供や合同活動のほか、若い世代や現役世代による防犯ボランティア団体等の結成を支援する。	防犯用品の無償貸付、保険への加入等の支援を継続	防犯用品の無償貸付、保険への加入等の支援を継続して実施した。	防犯用品の無償貸付、保険への加入等の支援を継続	621	63
		②自主防犯活動の拡大	交通・地域安全課	地域ぐるみで自主防犯活動に取り組む「犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」の募集 長崎県防犯・交通安全パートナー事業所へ防犯・交通安全情報に資する情報を提供することにより、事業所の自主的な防犯・交通安全活動を活性化させる。	宣言団体数430団体（R7） パートナー通信の発行年10回以上	宣言団体数410団体（R6） パートナー通信の発行（R6年度12回）	宣言団体数430団体（R7） パートナー通信の発行年10回以上	1,247（再掲） 1,967の一部（再掲）	64 65
生活安全企画課	各種会合や広報媒体を活用して、地域住民の意識啓発を図り、若い世代、現役世代の自主防犯活動への参加を働きかけるとともに、自主防犯団体の拡大を図る。		適宜実施	自主防犯団体数270団体	適宜実施	—	66		
地域課	民間パトロール隊との合同パトロール等を実施し、自主防犯活動を支援する。		積極的な情報提供と合同パトロール活動の実施による支援を実施	必要な情報提供や合同パトロールを行い、自主防犯活動を支援した。	積極的な情報提供と合同パトロール活動の実施による支援を実施	—	67		

第4次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料3

基本 方向	施策	事 業	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和6年度（年）		令和7年度（年）		
					目標	実績	目標（案）	予算	
		③防犯ネットワークの拡大	交通・地域安全課	市町担当課長会議において情報の提供を図るとともに、市町と連携した取組の推進を図る。	会議開催年1回	5/9市町担当課長会議を開催	会議開催年1回	2,384の一部（再掲）	68
				防犯に対する県民の意識を高め、地域ぐるみの自主防犯活動の輪を県内各地域に広げていくため、推進旬間に県内各地域で防犯パトロールを実施する。	安全・安心まちづくり宣言団体等に対し、推進旬間中の防犯活動を奨励	推進旬間中の県内一斉防犯活動を推奨	安全・安心まちづくり宣言団体等に対し、推進旬間中の防犯活動を奨励	1,353（再掲）	69
				長崎県安全・安心まちづくりパートナーシップ事業所へ防犯・交通安全情報に資する情報を提供することにより、事業所の自主的な防犯・交通安全活動を活性化させる。	パートナー通信の発行年10回以上	パートナー通信の発行（R6年度12回）	パートナー通信の発行年10回以上	1,967の一部（再掲）	70
		生活安全企画課		対策を講じる必要性の高い罪種、被害者類型ごとに自治体、地域住民、事業者等による防犯ネットワークの整備を促進する。	防犯ネットワークの活性化、活用促進	関係機関と協議会を開催するとともに、防犯情報等をメールやFAXなどで随時発信した。	防犯ネットワークの活性化、活用促進	—	71
				土木部所管の「県民参加の地域づくり事業」、現在の事業活動を維持していく。（参加人数、団体数）	団体数：1,210団体 参加人数：41,000人	団体数：1,204団体 参加人数：36,382人 （R7.2未現在）	団体数：1,220団体 参加人数：41,000人	9,703	72
		④環境保全による安全・安心まちづくり	河川課						
			道路維持課						
			港湾課						
			砂防課						
	(3)子供・女性を守る取組の推進	①子供・女性を対象とした防犯指導の実施	児童生徒支援課	学校における防犯教室や防犯訓練の推進、防犯指導者の育成のため、教職員や安全ボランティア等を対象に防犯教室推進研修会を開催し、防犯指導の充実を図る。	学校安全教室推進研修会（8月1日、2日）開催予定	学校安全教室推進研修会（8月1日、2日）開催	学校安全教室推進研修会（7月24日、25日）開催予定	225	73
			生活安全企画課	防犯講習会等において、女性・子供に対する被害を未然に防止するための対策や、被害にあった場合または被害にあうおそれがある場合の対処方法の防犯指導を実施する。	防犯講話等を適宜実施	防犯講話等を適宜実施	防犯講話等を適宜実施	—	74
			生活安全企画課	警察官OBで構成するスクールサポーターを中心として、児童生徒を対象とした具体的想定に基づく防犯訓練と研修を実施する。	要請に応じて適宜実施	防犯訓練240回	要請に応じて適宜実施	935	75
			地域課	生安課と連携して、防犯講習会等において防犯指導を実施するほか、街頭活動を通じての指導を実施する。	講習会等における防犯訓練の実施、パトロール等を通じた指導の推進	講習会における防犯訓練を実施するとともに、パトロール等を通じた指導を推進した。	講習会等における防犯訓練の実施、パトロール等を通じた指導の推進	—	76
		②子供・女性に対する性犯罪等の対策の推進	生活安全企画課	子供・女性を対象とする声掛け、つきまとい等を認知した場合は、綿密な情報分析と積極的な先制・予防活動により、行為者の特定を推進し、被害の拡大防止を図る。	全件対応	全件対応（R6中 258件認知）	全件対応	—	77
			地域課	声かけ・つきまとい等の事案発生時における検挙活動等及び街頭活動を通じた予防活動を推進する。	早期解決に向けた活動及びパトロールの強化	事案発生時における早期解決に向けた活動やパトロールの強化を行った。	早期解決に向けた活動及びパトロールの強化	—	78
		③子供・女性に対する暴力等事案の対策の推進	交通・地域安全課	性暴力被害者を支援する体制の充実を図る。	性暴力被害者支援「サポートながさき」の広報	広報用携帯カードの配布79,450枚	性暴力被害者支援「サポートながさき」の広報	13,336の一部	79
			男女参画・女性活躍推進室	配偶者からの暴力の防止のため、女性に対する暴力をなくす運動等を通じて、女性の人権の尊重のための意識啓発を推進する。	・女性に対する暴力をなくす運動への取組 ・若年層の性暴力被害予防月間への取組	（女性に対する暴力をなくす運動） ・県内市町発行の広報誌での啓発記事掲載 ・横断幕の掲揚 ・県庁県民協働エリアパネル展 ・広報課ラジオ放送、新聞掲載 （若年層の性暴力被害予防月間） ・横断幕掲揚 ・県庁県政資料閲覧エリアパネル展 （通年） ・相談カード、啓発物の配布、県庁学習可能スペースへの掲示、県政出前講座における啓発	・女性に対する暴力をなくす運動への取組 ・若年層の性暴力被害予防月間への取組	16,358の一部	80
			こども家庭課	関係機関とともに要保護児童の早期発見やその適切な保護・支援を推進するとともに、地域の児童、家庭の福祉の向上を図る。	児童虐待防止対策を担う児童相談所と市町職員の資質向上のための研修を実施する。	2回実施	児童虐待防止対策を担う児童相談所と市町職員の資質向上のための研修を実施する。	764	81
					市町に対してこども家庭センターの設置について支援を行い、必要な予算について確保する。	適宜実施	市町に対して子ども家庭総合支援拠点の設置を支援する。	—	82
				DV対策については、配偶者暴力相談支援センターの機能強化を図り、被害者および同伴児童の相談から自立までのきれめのない支援を目指すとともに、暴力を未然に防ぐための予防教育や相談窓口の周知のための啓発を行う。	被害者の心のケア、弁護士相談、ステップハウス活用等による自立支援、暴力を未然に防ぐための予防教育等を実施する。	ステップハウス利用4世帯（R5） DV予防教育 中学校6校546人、高等学校21校2,700人、合計3,246人受講	被害者の心のケア、弁護士相談、ステップハウス活用等による自立支援、暴力を未然に防ぐための予防教育等を実施する。	63412	83

第4次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料3

基本 方向	施策	事 業	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和6年度（年）		令和7年度（年）				
					目標	実績	目標（案）	予算			
		人 身 安 全 対 策 課		ストーカー事案、配偶者等からの暴力等の被害者に対し、その被害を拡大させないよう適切に対応する。	全件対応	全件対応（ストーカー事案255件、DV事案404件）	全件対応	—	84		
				児童虐待事案への対応に当たっては、児童相談所等関係機関と緊密に連携しながら、児童の安全確保を最優先としての確に対応する。	全件対応	全件対応（児童相談所への通告人数864人）	全件対応	—	85		
				虐待、性暴力等あらゆる犯罪等の被害を受けた児童に対し、少年サポートセンターを中心に警察委嘱の臨床心理士であるカウンセリングアドバイザーと連携しながら、カウンセリング等必要な支援を行う。	要請に応じて適宜実施	適宜実施	カウンセリングアドバイザーとの連携（警察職員に対する助言50件）	1,257の一部	86		
		地 域 課		事案発生時における検挙活動等及び被害者の訪問活動、街頭活動を通じた被害拡大防止活動を推進する。	被害拡大防止活動を適宜実施	事案発生時の検挙等に向けた活動や必要な被害防止活動を推進した。	被害拡大防止活動を適宜実施	—	87		
				地域ぐるみでパトロールや見守り活動等の防犯活動に取り組む「犯罪のない安全・安心まちづくり宣言」の募集	宣言団体数430団体(R7)	宣言団体数410団体（R6）	宣言団体数430団体(R7)	1,247（再掲）	88		
				生活安全企画課	防犯ボランティア団体の自主的なパトロール活動に対し、地域安全情報等を提供する。	安全情報の提供、合同パトロール等を適宜実施	安全情報等について各種ネットワークを通じて発出し、合同パトロールを219回実施	安全情報の提供、合同パトロール等を適宜実施	—	89	
		生活安全企画課		警察職員と協働の街頭活動やタイムリーな情報提供等を通じて、少年補導職員による街頭補導活動を支援する。	各警察署毎月1回以上活動実施	街頭補導活動578回	各警察署毎月1回以上活動実施	8,237	90		
				地 域 課		地域安全情報の提供や合同パトロール等の実施により、パトロール活動の強化を図る。	合同パトロール等を適宜実施	地域安全に係る情報提供や合同パトロール等による活動の強化を図った。	合同パトロール等を適宜実施	—	91
				⑤子ども110番の家等の支援		生活安全企画課	1 子ども110番の家に対して安全情報を提供する。 2 学校等と連携して設置箇所の適宜の見直しを図る。	支援、情報交換等を継続実施	各種ネットワークを通じて、安全情報を提供	安全情報の提供を継続実施	—
		生活安全企画課	学校警察連絡協議会において「110番の家」の周知を図る。				各警察署において年1回以上協議会を開催	各警察署において年1回以上協議会を開催	各警察署において年1回以上協議会を開催	—	93
		地 域 課	巡回連絡等を通じて安全情報を提供する。		巡回連絡等を通じた支援及び情報提供を実施		巡回連絡等を通じた支援、ミニ広報紙等を通じた安全情報の提供を実施した	巡回連絡等を通じた支援及び情報提供を実施	—	94	
		⑥子供を犯罪から守るための情報交換の実施	こども未来課	ココロねっこ運動を通して、家庭を軸にした地域社会子育てネットワークづくりと子供の健全育成を推進するため、次の取組を実施する。 1 ポスター、チラシの作成・配布 2 地域におけるココロねっこ運動の実践向上のための全21市町における普及啓発イベントの開催	啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットの作成、配布	20,816（再掲）	95		
				児童生徒支援課	学校警察連絡協議会の積極的活用と、防犯ボランティアとの情報交換を密に行い、子供を犯罪から守る対策を推進する。	「学校・警察の相互連絡制度」の積極的活用	適宜実施	「学校・警察の相互連絡制度」の積極的活用	—	96	
					生活安全企画課	学校警察連絡協議会の定期的な開催や少年サポートセンターの関係機関・団体向け広報紙である「サポート通信」の定期的な発行等を通じて、教育機関、少年補導員等との情報交換及びタイムリーな情報提供を実施する。	適宜実施	サポート通信3回発信	適宜実施	1,257の一部（再掲）	97
		⑦安全情報配信システムの有効活用	生活安全企画課		声かけ事案等子供の安全を脅かすおそれのある事案発生の際は、ファックスネットワークや安心メール・キャッチくんによる迅速的確な情報発信を行う。	迅速かつタイムリーに情報を発信	「安心メール・キャッチくん」による声掛け事案などの情報提供を200件実施	迅速かつタイムリーに情報を発信	396	98	
					地 域 課	生安課と連携して、事案発生時の迅速な情報提供等により子供の安全対策を図る。	生安課と連携して、適宜情報発信を実施	生安課と連携して、適宜情報発信を行った。	生安課と連携して、適宜情報発信を実施	—	99
		⑧新聞販売店・コンビニエンスストア等のセーフティステーション活動の支援	交通・地域安全課		県民会議を通して関係業界等への協力依頼を行う。	県民会議 年1回開催	6/5県民会議開催	県民会議 年1回開催	246	100	
					生活安全企画課	1 新聞販売店、コンビニエンスストア等に対し安全情報を積極的に提供し、セーフティステーション活動の支援を行う。 2 「長崎県コンビニエンスストア防犯連絡協議会」を活用して、コンビニエンスストア各店の防犯対策強化と地域の安全情報発信拠点としての活用を図る。	相互連携により安全情報の発信拠点としての活動を推進	1 適宜情報提供を実施 2 協議会は未開催	相互連携により安全情報の発信拠点としての活動を推進	—	101
	(4)子供を健やかに育てるため	①家庭教育支援事業の推進	こども家庭課	相談窓口の周知のための啓発を行う。	相談窓口の周知のための啓発を行う。	リーフレット等により、相談窓口の周知のための啓発を行った。	相談窓口の周知のための啓発を行う。	152	102		
				生涯学習課	家庭の教育力向上のため、次の取組を実施する。 1 「ながさきファミリープログラム」を市町と連携して推進する 2 「ながさきファミリープログラム」ファシリテーターの資質向上を図る	90%以上	97%	90%	2,605	103	
					生活安全企画課	保護者を対象とした非行防止講話を開催する。	要請に応じて適宜実施	各種講話で保護者が同席した際に実施	要請に応じて適宜実施	1,839の一部（再掲）	104
		②ココロねっこ運動の推進	こども未来課	ココロねっこ運動を推進するため、次の取組を実施する。 1 ポスター、チラシの作成・配布 2 地域におけるココロねっこ運動の実践向上のための全21市町における普及啓発イベントの開催	啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットの作成、配布	啓発リーフレットの作成、配布	20,816（再掲）	105		
		③放課後児童クラブへの支援・設置支援			こども未来課	設置数500箇所	設置数523箇所	設置数523箇所	1,936,152	106	

第4次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料3

基本 方向	施策	事 業	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和6年度（年）		令和7年度（年）	
					目標	実績	目標（案）	予算
の 取 組 の 推 進	④有害図書類等環境浄化の推進	こども未来課		書店等への立入調査を実施し、少年を取り巻く有害環境浄化を推進する。 1 立入調査の実施 2 少年保護審議会幹事会の開催 3 有害興行・有害図書への公示	①立入調査980箇所 ②保護育成審議会年1回の開催 ③有害図書類の公示年2回	①立入調査938箇所（暫定値） ②保護育成審議会年1回の開催 ③有害図書類の公示年2回	①立入調査900箇所 ②保護育成審議会年1回の開催 ③有害図書類の公示年2回	935
			生活安全企画課	次のような取組を通じて、少年を取り巻く有害環境の浄化を推進する。 1 少年補導員等ボランティアと協働による啓発活動 2 街頭補導活動を通じての立入り	適宜実施	少年警察ボランティアと連携した有害環境浄化活動170回	適宜実施	9,201の一部
		学事振興課		こども未来課との連携を回り、ネットパトロール報告書を私立学校に情報提供し、ネット上の不適切記載事項の削除等、児童生徒を犯罪から守る取組を推進。また、フィルタリングの推進やソーシャルメディア等の安全・安心な利用のための啓発活動に向けた連携強化	啓発活動を適宜実施する。	啓発活動を適宜実施した。	啓発活動を適宜実施する。	—
		こども未来課		1 フィルタリングの普及啓発を推進する。 2 こどもの自律的な電子メディア利用、利用時のリスクを学ぶ取組を実施する。	①フィルタリングの普及啓発 ②メディア関係研修会の実施	①フィルタリングの普及啓発 ②メディア関係研修会の実施	①フィルタリングの普及啓発 ②メディア関係会議の実施	2,879
		児童生徒支援課		こども未来課との連携を回り、フィルタリング普及に向けた広報啓発活動を推進する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
		生活安全企画課		各種講話・講習会等において、児童、保護者に対しフィルタリング設定を促すほか、通信事業者に対し青少年インターネット環境整備法に基づくフィルタリング設定義務の遵守を要請することにより、インターネット上の有害情報対策を推進する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	1,257の一部（再掲）
	⑤インターネット上の有害情報対策の推進	サイバー犯罪対策課		1 サイバーセキュリティ講話等各種講話におけるフィルタリング普及促進の推進 2 子供の健全育成に有害と認められるインターネット上の情報の削除	1 サイバーセキュリティ講話等各種講話におけるフィルタリング普及促進 2 子供の健全育成に有害と認められるインターネット上の情報の削除	1 サイバーセキュリティ講話においてフィルタリング啓発を実施 2 有害情報の通報に係る広報を実施するとともに、大学生ボランティアによる有害情報の発見・通報を実施	1 フィルタリングの普及推進 2 違法・有害情報の削除	—
		こども未来課		メディア安全指導員の養成及び派遣	メディア安全指導員のスキルアップ研修実施	メディア安全指導員のスキルアップ研修実施	メディア安全指導員のスキルアップ研修実施	1,759
		生活安全企画課		次のような少年警察活動を通じて、非行少年を生まない社会づくりを推進する。 1 非行少年、不良行為少年等の発見・補導活動 2 電話相談「ヤングテレホン」や面接等の少年相談活動 3 非行防止教室、薬物乱用防止教室の開催や各種講演活動等の広報啓発活動 4 学生サポーターと協力してのグループワークなどの立ち寄り支援活動	前年を下回る非行少年総数（毎年）	非行少年226人（前年比+35人）	前年を下回る非行少年総数（毎年）	12,717の一部
	⑧少年の安全・安心を確保するための対策の推進	こども家庭課		要保護児童等対策地域協議会の開催	年1回開催	年1回開催	年1回開催	267
		児童生徒支援課		1 いじめ問題等対策関係機関会議の開催 2 学校警察連絡協議会の積極的な活用	1 年2回程度開催 2 適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
		生活安全企画課		学校警察連絡協議会、要保護児童対策地域協議会等の連携体制を有効に活用し、関係機関との連携強化を図る。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
高 齢 者 ・ 障 害 者 が 安 全 で 安 心 し て 暮 ら せ る 取 組 の 推 進	①高齢者の孤立化防止対策の推進	地域づくり推進課		市町が集落対策として進める「小さな拠点」づくりを支援し、集落生活圏の維持・活性化を推進するため、地域住民が主体となつて行う地域づくりの展開を支援する。	地域住民主体の集落維持に向けて機運醸成を図るとともに、地域運営組織の立ち上げ等を進める市町の集落維持・活性化の取組やNPOや民間団体と連携した取組を部局横断的に支援	・アドバイザー派遣：10件 ・R3に作成した地域運営組織の県内の先進事例の冊子について、広報を実施したほか、新たに3事例を追加した 事業実績額：7,659,690円	地域住民主体の集落維持に向けて機運醸成を図るとともに、地域運営組織の立ち上げ等を進める市町の集落維持・活性化の取組やNPOや民間団体と連携した取組を部局横断的に支援	4,627（当初予算・2—(1)—①と同一）
		食品安全・消費生活課		地域における高齢者の見守りを促進するため、民生委員・児童委員等を対象とした「リーダー講座」や在宅介護支援者等を対象とした「見守り講座」を実施する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	81千円の一部
		長寿社会課		市町による高齢者の多重的な見守りネットワークの構築を支援するための会議や先進事例の紹介などを行うセミナーを開催する。	市町の多重的見守りネットワーク構築支援セミナーの開催数：年1回開催	1回開催	市町の多重的見守りネットワーク構築支援セミナーの開催数：年1回開催	528
				老人クラブへの加入を促進し、社会参加活動を支援する。	適時実施	適時実施	適時実施	—
		生活安全企画課		1 高齢者の見守り体制に参加し、情報共有の上、連携した活動を推進する。 2 シルバー防犯パトロール隊等自主防犯活動団体に対する情報の提供、合同パトロール等の支援を行う。	高齢者宅訪問の継続的実施 合同パトロール等を適宜実施	高齢者宅訪問の継続的実施 合同パトロール等を適宜実施	高齢者宅訪問の継続的実施 合同パトロール等を適宜実施	—
		生活安全企画課		高齢者の犯罪被害状況や支援の必要性等の状況を把握し、各種会合における防犯講話の実施や市町との関係部門や民生委員等と連携するなど安全対策を推進する。	高齢者宅訪問の継続的実施 合同パトロール等を適宜実施	防犯講話の実施や高齢者宅訪問、合同パトロール等を適宜実施	高齢者宅訪問の継続的実施 合同パトロール等を適宜実施	—
	②高齢者の実態及びニーズの把握	地域課		巡回連絡や事案取扱等、あらゆる機会において高齢者の居住実態、ニーズの把握を行う。	巡回連絡等あらゆる機会を通じて実施	巡回連絡等の機会を活用して高齢者の実態や要望把握を行った。	巡回連絡等あらゆる機会を通じて実施	—
		長寿社会課		ホームページを活用した各種情報提供を行う。	適時実施	適時実施	適時実施	—
		人身安全対策課		高齢者に係る所在不明事案の届出を受理した際は、はいかい老人ネットワークの効果的な活用により早期発見・保護を図る。	ネットワークの効果的な活用を適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
				安心メール・キャッチくんによる高齢者等の行方不明事案情報の配信	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
	③保護対策の推進	地域課		生安課と連携し、街頭活動による早期発見・保護活動を実施する。	発生時における早期発見、保護活動の実施	生安課等と連携し、早期発見、保護活動を実施した。	発生時における早期発見、保護活動の実施	—

基本 方向	施策	事 業	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和6年度（年）		令和7年度（年）	
					目標	実績	目標（案）	予算
		④独居高齢者等の援助活動の推進	生活安全企画課	市町の高齢者見守りネットワークや青色回転灯防犯パトロール隊等のボランティアと連携し、高齢者の見守り運動の活性化を図る。 高齢者の犯罪被害情勢に即した広報チラシ等を作成し、地域課、防犯ボランティア、市町等関係機関・団体と協力して広報活動を推進する。	高齢者宅訪問の継続的実施 関係機関との連携強化	関係機関・団体と連携した広報活動の実施や高齢者宅訪問を継続的に実施	高齢者宅訪問の継続的実施 関係機関との連携強化	—
			地域課	巡回連絡等を通じて防犯広報等を推進する。	巡回連絡等を通じて防犯広報等支援活動を適宜実施	巡回連絡等を通じて適宜防犯広報等により援助活動を実施した。	巡回連絡等を通じて防犯広報等支援活動を適宜実施	—
		⑤犯罪被害防止のための電話相談や啓発活動の推進	交通・地域安全課	県民会議を通して関係団体に対し、高齢者・障害者に対する犯罪被害防止のための啓発依頼を行う。	県民会議 年1回開催	6/5県民会議開催	県民会議 年1回開催	246（再掲）
			食品安全・消費生活課	高齢者に対する悪質商法等の消費者被害やニセ電話詐欺被害を未然に防止するために、警察と連携して広報啓発を行う。	警察との連携による消費者被害対策を適宜実施	警察との連携による消費者被害対策を適宜実施	警察との連携による消費者被害対策を適宜実施	1,200千円の一部(再掲)
			生活安全企画課 広報相談課	高齢者専用ダイヤル、警察安全相談の対応や防犯講話、各種会合等の機会において防犯指導を行い、高齢者の自主防犯意識を啓発する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
			生活安全企画課	高齢者を守るためにあらゆる機会を通じて、各種犯罪被害防止に向けた防犯講習を推進する。	高齢者を守るための防犯講習の受講者数 3万人	高齢者を対象としたニセ電話詐欺等被害防止をはじめとした防犯講話受講者数：11,694人	高齢者を守るための防犯講習の受講者数 3万人	—
			地域課	各種会合やミニ広報紙等により犯罪被害防止の広報を行い、啓発活動を推進する。	・会合出席時に適宜実施 ・ミニ広報紙を県内で年間1,200回以上発行	・各種会合出席時に適宜啓発活動を実施した。 ・ミニ広報紙を年間1,418回発行した。	・会合出席時に適宜実施 ・ミニ広報紙を県内で年間1,200回以上発行	—
			交通安全企画課	高齢者を対象とした各種講習会において、犯罪被害防止に向けた講話、広報等による啓発活動を推進する。	適宜実施	交通安全教育の実施回数 795回	適宜実施	28,456の一部（再掲）
		⑥高齢者の尊厳を保持するための取組の推進	長寿社会課	介護施設における指導的立場にある者や職員を対象に高齢者の権利擁護のための取組を行う人材を養成する。	適宜実施	権利擁護推進員養成研修（基礎2回、実践1回、管理者2回）	適宜実施	1,073
				高齢者虐待の防止や成年後見制度等に係る理解の普及啓発を目的とした取組を推進する。	適宜実施	高齢者権利擁護セミナー1回、市町職員高齢者権利擁護対応力強化研修1回、成年後見実務者研修2回、市民後見人養成研修1回、法人後見研修1回、意思決定支援研修1回	適宜実施	8,838
			人身安全対策課	高齢者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町に通報するとともに、被害防止のための措置を講じる。	全件対応	全件対応（通報158件）	全件対応	—
		⑦障害者の尊厳を保持するための取組の推進	障害福祉課	強度行動障害支援者育成研修を実施し、行動障害を有する障害者に対する支援技術の向上を図る。	適宜実施	令和6年8月～12月に計4回の研修会を実施	適宜実施	410
				県内の障害福祉サービス事業所職員を対象に、障害者虐待防止と権利擁護意識の向上を目的とした研修会を開催する。	適宜実施	令和6年12月～令和7年1月に計3回の研修会を実施	適宜実施	445
			生活安全企画課	障害者施設における防犯訓練などの機会を通じて、福祉施設関係者に障害者虐待防止への意識啓発を行う。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
			人身安全対策課	障害者虐待事案を認知した場合は、速やかに市町に通報するとともに、被害防止のための措置を講じる。	全件対応	全件対応（通報12件）	全件対応	—
3 環境づくり	(1)犯罪の防止に配慮した道路等づくり	①道路の整備 ○歩道の整備	道路建設課	街路事業に係る歩道を整備する。	0m	220m	380m	38,000
				道路改築事業に係る歩道を整備する。	3,358m	1,931m	2,723m	157,210
			道路維持課	交通安全施設等整備事業に係る歩道の整備や交差点改良を実施する。	歩道整備 L=2,500m	歩道整備 L=3,100m	歩道整備 L=2,500m	—
		○照明設備等の整備	道路維持課	市町と連携の上、必要性の高い箇所から県管理道路における照明設備を整備する。	—	—	—	—
			生活安全企画課	防犯診断の実施による照明設備の必要な箇所の把握と設置の働きかけを行う。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
		②公園の維持・保全	都市政策課	県管理の都市公園において必要に応じて照明灯等の維持・保全を行う。	必要に応じて実施	—	必要に応じて実施	—
			道路維持課	道路公園において、植栽の剪定、照明灯の維持・保全を行う。	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	—
			港湾課	港湾緑地の整備にあたっては、必要に応じて照明灯の設置を行う。	必要に応じて実施	—	必要に応じて実施	—
			砂防課	砂防関係指定地内で行なわれる犯罪防止に配慮した公園計画・整備については、施工主体及び関係機関と連携を図りながら、その推進に協働するよう調整に努めます。	随時対応	—	随時対応	—
			生活安全企画課	1 防犯診断を実施し、必要に応じて管理者に対し構造設備の改善の申し入れを行う。 2 公園に関する必要な犯罪情報等を自治体等の公園管理者に対して発信する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—

第4次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料3

基本 方向	施策	事業	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和6年度（年）		令和7年度（年）	
					目標	実績	目標（案）	予算
	③駐車場の維持・保全	都市政策課	道路維持課	県管理の都市公園内にある駐車場では必要に応じて設備等の維持・保全を行う。	必要に応じて実施	—	必要に応じて実施	—
				道路管理者が設置した駐車場において、植栽の剪定、照明灯の維持・保全を行う。	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	—
		港湾課	建築課・営繕課	駐車場の整備にあたっては、必要に応じて照明灯の設置を行う。	必要に応じて実施	—	必要に応じて実施	—
				駐車場整備を行う際は、防犯に配慮した設計とする。	工事中2件 佐世保こども・女性・障害者支援センター駐車場 諫早特別支援学校	完了	駐車場整備工事なし	—
		住宅課	砂防課	公営住宅団地において、周囲からの見通しを確保しながら、必要な照明器具を設置した駐車場を整備する。	必要に応じて整備		必要に応じて整備	—
				砂防関係指定地内で行なわれる犯罪防止に配慮した駐車場計画・整備については、施工主体及び関係機関と連携を図りながら、その推進に協働するよう調整に努めます。	随時対応	—	随時対応	—
		生活安全企画課	生活安全企画課	1 防犯指針に基づく防犯設備の設置要領等の助言・指導を行う。 2 駐車場の設置者等に対して犯罪発生状況等の情報を提供する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
				防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインの周知を図る。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
		④防犯カメラの設置拡充に向けた取組の推進	生活安全企画課	自治体、地域住民その他関係機関・団体と連携しつつ、地域主体による防犯カメラの設置拡充を推進する。	適宜連携を図り設置を促進	適宜連携を図り設置を促進	適宜連携を図り設置を促進	—
					適宜連携を図り設置を促進	適宜連携を図り設置を促進	適宜連携を図り設置を促進	—
	⑤犯罪の防止に配慮した道路等に関する指針に基づく整備と普及	道路建設課	道路維持課	「道路等に関する指針」に基づいて設置及び指導する。	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	—
				班長会議等を通じて、行動計画、防犯指針の普及とチェックを指導する。	1回／年	1回／年	1回／年	—
		港湾課	漁港漁場課	「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づいて整備すると共に、指針の普及を図る。（道路課長会議、担当者会議）	2回／年	2回／年	2回／年	—
				臨港道路の整備にあたっては、必要に応じて街路灯の設置を行うとともに、見通しの確保に努める。	必要に応じて実施	—	必要に応じて実施	—
		生活安全企画課	交通規制課	1 道路等の管理者等に対する防犯指針の広報啓発及び必要に応じた防犯設備の設置要請を行う。 2 道路に関する必要な犯罪情報などを発信する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
				道路等の整備に関して、協議の場を通じて管理者等に対して、交通管理上必要な助言指導を行う。	適宜実施	協議件数380件	適宜実施	—
	(2)犯罪の防止に配慮した住宅の普及	①安全・安心な共同住宅の整備	住宅課	「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針・解説」に基づき、防犯性の高い公共住宅の整備のための啓発を図る。	適宜実施	—	適宜実施	—
				市町に対して、防犯に配慮した共同住宅に対する設計指針を周知。	ホームページ上で随時実施する	HP掲載による周知	ホームページ上で随時実施する	—
		②防犯機器の普及啓発	交通・地域安全課	住宅フェアにおいて、県防連等と連携し、防犯機器等の普及及び啓発を図る。	長崎市内で住宅フェアを開催予定	R6.10月開催（県庁1Fエントランスホール）	長崎市内で住宅フェアを開催予定	400
				関係機関と連携し、住宅フェアなどで防犯用品等の活用促進を図る。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
		生活安全企画課	生活安全企画課	住宅課、県防連、防犯設備事業者等と連携し、住宅フェアなどで防犯用品等の活用促進を図る。	長崎県防犯設備協会と連携を図り、防犯キャンペーン時に広報する	ロックの日（6月9日）に県防連や日本ロックセキュリティ協同組合等と連携しキャンペーンを実施した。	長崎県防犯設備協会等と連携を図り、防犯キャンペーン時に広報する。	—
					適宜実施	1/28防犯研修会を開催	適宜実施	—
		③防犯設備士との連携	生活安全企画課	防犯設備士との連携による防犯研修会及び防犯診断を実施する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
					適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
		④長崎県防犯住宅推進制度の普及啓発	住宅課	ホームページ等を活用し、長崎県防犯住宅推進制度の普及・啓発を行う。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
				「長崎県防犯住宅推進制度」について、建築事業者等に対して制度の周知を図る	ホームページ上で随時実施する	HP掲載による周知	ホームページ上で随時実施	—
		⑤住宅に関する指針に基づく整備と普及	生活安全企画課	住宅、共同住宅建築に係る指針の普及及び啓発を図る。	ホームページ上で随時実施する	HP掲載による周知	ホームページ上で随時実施	—
				住宅、共同住宅に係る指針の広報による普及を図る。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
	(3)犯罪の防止に配慮した商業施設	①大規模商業施設等への防犯情報の提供、防犯対策の啓発	経営支援課	大規模小売店舗の店舗面積が3,000平方メートル以上になる新設届出及び変更届出の受理後に、行動計画、防犯指針及びガイドラインを設置者に配付し、適切な対応を依頼する。	適宜実施	大規模小売店舗の面積が3,000平方メートル以上となる店舗の新設届の届出者2者に行動計画等を配布し、適切な対応を依頼した。	適宜実施	—
				1 大規模商業施設に対する防犯情報の提供及び防犯診断を実施する。 2 大規模商業施設に関する防犯情報を収集・分析して資料化し関係業界・店舗に対し情報提供する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
				少年補導員、学生サポーター等少年警察ボランティアと協働した大型商業施設の巡視や非行防止キャンペーンを通じて施設管理者に対し、万引き等少年非行防止のための環境づくりについて働きかける。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	9,910の一部
		②金融機関・深夜商業施設における防犯訓練及び防犯機能の向上	生活安全企画課	金融機関・コンビニエンスストアに対する強盗防犯訓練の実施、検討会等を開催する。	適宜実施	金融機関・コンビニエンスストアを対象に21回実施	適宜実施	—
				生安課と連携して模擬訓練を実施する。	要請又は必要に応じて防犯訓練を実施	要請又は必要に応じて、生安課等と連携して防犯訓練を実施した。	要請又は必要に応じて防犯訓練を実施	—

基本 方向	施策	事 業	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和6年度（年）		令和7年度（年）	
					目標	実績	目標（案）	予算
	設 等 の 環 境 整 備 促 進	③商店街振興組合等が行う街路灯、防犯カメラの設置支援	経 営 支 援 課	商店街振興組合等が自ら策定した「商店街活性化プラン」に基づき実施する取組に対し、商店街等を核とする地域のにぎわい創出支援事業補助金により、市町と連携して支援を行う。	適宜実施	今年度実施事業者なし	（削除）	187
		④大規模商業施設に関する指針に基づく防犯環境整備の促進	経 営 支 援 課	大規模小売店舗の店舗面積が3, 0 0 0平方メートル以上になる新設届出及び変更届出の受理後に、行動計画、防犯指針及びガイドラインを設置者に配付し、適切な対応を依頼する。	適宜実施	大規模小売店舗の面積が3,000平方メートル以上となる店舗の新設届の届出者2者に行動計画等を配布し、適切な対応を依頼した。	適宜実施	—
			生 活 安 全 企 画 課	大規模商業施設の防犯診断、防犯指導時において指針の普及浸透を図る。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—
	(4) 学 校 等 に お け る 子 供 の 安 全 確 保 の た め の 取 組 の 推 進	①防犯訓練の実施	学 事 振 興 課	私立学校において、不審者侵入等への対応など危機管理体制、防犯体制の確立に係る指導を実施する。	学校の検査実施時に体制を確認し、指導する。	学校検査実施時に危機管理マニュアルの確認等を行った。	学校の検査実施時に体制を確認し、指導する。	—
			交 通 ・ 地 域 安 全 課	子供に対する防犯指導ができる人材を養成するための研修会の開催	防犯協会との共催による研修会を1回開催	1/28宣言団体、事業所等 را 招き実施	防犯協会との共催による研修会を1回開催	—
			こ ど も 未 来 課	保育所、幼稚園、認定こども園等において、不審者侵入等への対応など危機管理体制、防犯対策に係る指導を実施する。	巡回指導や認可認定の現地調査、監査で確認と指導認可認定申請時の書類で確認	巡回指導や認可認定の現地調査、監査で確認と指導認可認定申請時の書類で確認	巡回指導や認可認定の現地調査、監査で確認と指導認可認定申請時の書類で確認	—
			こ ど も 家 庭 課	児童福祉施設長会議において、周知、啓発を図る。	会議年2回	会議年2回	会議年2回	—
			児 童 生 徒 支 援 課	「学校における安全管理の手引」や文部科学省作成資料等を活用し、各学校単位での実態に応じた防犯訓練の実施を指導する。	児童生徒に対し防犯教室を実施している学校の割合100%	適宜実施（統計は10月頃に算出）	児童生徒に対し防犯教室を実施している学校の割合100%	—
			生 活 安 全 企 画 課	学校が実施する避難訓練、声かけ事案対応訓練に対する支援を行う。	防犯教室の開催に併せて実施	児童等に対する不審者対応訓練を309回実施	防犯教室の開催に併せて実施	—
			生 活 安 全 企 画 課	少年警察ボランティアやスクールサポーターと連携して、学校等における不審者侵入及び避難訓練を実施する。	適宜実施	防犯訓練240回	適宜実施	10,845の一部
		②教職員等に対する防犯教室等の推進	児 童 生 徒 支 援 課	防犯教室推進研修会を開催し、各学校において実施する防犯訓練指導者の育成を図る。	学校安全教室推進研修会（8月1日、2日）開催予定	学校安全教室推進研修会（8月1日、2日）開催	学校安全教室推進研修会（7月24日、25日）開催予定	225
		③児童生徒に対する相談体制づくりの推進	児 童 生 徒 支 援 課	公立小・中・高校にカウンセラー等を配置し、相談業務の円滑な推進のために研修会等を開催する。	・SC/SSW配置校研修会開催	スクールカウンセラーの配置508校	SC／SSW配置校研修会開催	248,964
		④学校安全体制の整備促進	児 童 生 徒 支 援 課	各学校の実態に応じた学校安全計画、対応マニュアルの作成を指導する。	・「学校における安全管理の手引」の見直し ・対応マニュアルの作成等の指導を適宜実施	適宜実施	・「学校における安全管理の手引」の見直し ・対応マニュアルの作成等の指導を適宜実施	—
		⑤学校等に関する指針に基づく安全確保	こ ど も 未 来 課	1 地域・家庭における子どもの安全意識（指針）の浸透を図る。 2 保育所、幼稚園、認定こども園等における子どもの安全意識（指針）の浸透を図る。	文書での指導の徹底	文書での指導の徹底	犯罪被害防止に係る情報提供	—
			こ ど も 家 庭 課	児童福祉施設長会議において、周知、啓発を図る。	会議年2回	会議年2回	会議年2回	—
			児 童 生 徒 支 援 課	「学校における安全管理の手引」や文科省作成資料等の活用により、児童生徒への安全教育の充実、学校の安全管理の徹底、保護者や地域及び関係団体との連携を図る。	学校安全教室推進研修会（8月1日、2日）開催予定	学校安全教室推進研修会（8月1日、2日）開催	学校安全教室推進研修会（7月24日、25日）開催予定	225
			生 活 安 全 企 画 課	児童等への安全講話を実施するとともに、学校・地域等へ安全情報を提供する。	適宜実施	児童等に対する防犯講話等、安全情報の提供を777回実施	適宜実施	—
			生 活 安 全 企 画 課	学校警察連絡協議会を通じて教育機関との情報共有を図る。	各警察署において学校関係者と調整を図り適宜実施	各警察署において年1回以上情報共有	各警察署において学校関係者と調整を図り適宜実施	—

第4次行動計画に基づく各部局の取組（行動計画の施策・事業別）

資料3

基本 方向	施策	事 業	担当課（室）	具 体 的 内 容	令和6年度（年）		令和7年度（年）		
					目標	実績	目標（案）	予算	
(5)通 学 路 等 に お け る 子 供 の 安 全 確 保 の た め の 取 組 の 推 進	①子ども110番の家の周知徹底と安全マップの作成・更新	児童生徒支援課	各種研修会において「通学路マップ」、「安全マップ」の作成と定期的な見直しを指導する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	205	
		生活安全企画課	子ども110番の家にに関する情報を提供する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	206	
		交通・地域安全課	「安全・安心まちづくり宣言団体」や「防犯・交通安全パートナー事業所」に働きかけて、通学路における見守り活動等の活性化を図る。	適宜実施	宣言団体及びパートナーシップ事業所に働きかけ	適宜実施	2,384の一部（再掲）	207	
		こども未来課	1 ココロねっこ運動の重点目標であるあいさつ・声かけ運動を推進する。 （青少年ココロねっこ指導員を中心に、あいさつ・声かけ運動を推進する） 2 ホームページにより広報啓発する。	ココロねっこ運動の継続推進	ココロねっこ運動の継続推進	ココロねっこ運動の継続推進	20,816（再掲）	208	
		児童生徒支援課	関係機関や地域の団体、PTAとの連携により、登下校時の見守り活動やパトロール活動等通学路の安全確保対策を推進する。	関係機関や地域の団体、PTA等と連携して登下校時の見守り活動をしている学校の割合100%	適宜実施（統計は10月頃に算出）	関係機関や地域の団体、PTA等と連携して登下校時の見守り活動をしている学校の割合100%	—	209	
		生活安全企画課	学校、防犯ボランティアに対して、安全情報を提供する。	タイムリーに安全情報を提供	「安心メールキャッチくん」やファックスネットワークによる情報提供を201回実施	タイムリーに安全情報を提供	—	210	
		生活安全企画課	警察職員との協働実施やタイムリーな情報提供を通じて、少年補導員等少年警察ボランティアによる児童の登下校時の見守り活動等を実施する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	8237（再掲）	211	
		地域課	児童・生徒の登下校時間帯における学校周辺及び通学路のパトロール・街頭監視活動を実施する。	登下校時間帯にパトロールや街頭監視活動を実施	登下校時間帯におけるパトロールや街頭監視活動を適宜実施した。	登下校時間帯にパトロールや街頭監視活動を実施	—	212	
	交通企画課	交通事故防止の観点から、児童・生徒の登下校時の安全確保のために、主要交差点等での街頭指導活動を通じて、児童・生徒の安全を確保する。	適宜実施。	朝夕の時間帯に通学路や主要交差点等において街頭活動を実施	適宜実施	—	213		
	③通学路等における児童等の安全確保の要請	こども未来課	1 ココロねっこ運動の重点目標であるあいさつ・声かけ運動を推進する。（青少年育成ココロねっこ指導員の登下校時の巡視） 2 ホームページにより広報啓発する。	ココロねっこ運動の継続推進	ココロねっこ運動の継続推進	ココロねっこ運動の継続推進	20,816（再掲）	214	
		児童生徒支援課	各種研修会や学校を通じて、地域住民に対して、児童等の安全確保のための通報連絡等に関する協力を要請する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	215	
		生活安全企画課	自治会または防犯ボランティア団体に対して、地域での子供を対象とした事業等の情報を提供し、協力を要請する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	216	
		生活安全企画課	研修会等において、少年警察ボランティアをはじめとする地域住民に対し、児童生徒の安全確保のため必要な際に適宜の対応をとることについて働きかける。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	217	
		④通学路等に関する指針に基づく整備と普及	こども未来課	地域・家庭において児童等の安全確保のための指針を浸透させる。	指導等継続実施	指導等継続実施	指導等継続実施	—	218
			こども家庭課	児童福祉施設長会議において、周知、啓発を図る。	会議年2回	会議年2回	会議年2回	—	219
	児童生徒支援課		関係機関等と連携し、通学路の安全点検を実施する。	通学路の安全点検を適宜実施	適宜実施	通学路の安全点検を適宜実施	—	220	
	生活安全企画課		指針に基づく危険防止活動等がなされるよう住民に対する啓発を図る。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	221	
	(6)観 光 旅 行 者 等 の 安 全 を 確 保 す る た め の 取 組 の 推 進	①観光業界へのインターネットによる情報の提供	交通・地域安全課	県警と連携し、観光業界等に対し、安全情報の提供を図る。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	223
			観光振興課	交通・地域安全課及び生活安全企画課による安全情報等の提供先拡大に協力する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	224
			生活安全企画課	観光業界に対し、インターネット活用による安全情報を提供する「もってこいネットワーク通信」への参加を働きかけていく。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	225
②観光旅行者等の犯罪被害防止対策の推進		観光振興課 インバウンド推進課	生活安全企画課と連携し、宿泊施設や観光施設等を通じて、観光旅行者等への注意喚起を図る。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	226	
		生活安全企画課	1 防犯カメラの設置拡充への働き掛け 2 県文化観光国際部、宿泊業者、旅行者と連携し各種防犯情報を提供する。	適宜実施	適宜実施し、街頭防犯カメラについては減耗した20台を付け替え	適宜実施	3,502	227	
③防犯検討会の開催、防犯設備の保守点検		観光振興課	生活安全企画課と連携し、観光関係者の会議等を通じて、防犯に関する情報を提供する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	228	
		生活安全企画課	ホテル・旅館等の管理者等に対して、防犯指導を実施する。	適宜実施	適宜実施	適宜実施	—	229	
④修学旅行生の安全確保		生活安全企画課	本県への修学旅行を計画している学校から、児童生徒の安全確保について協力要請がなされた際には、その必要に応じて事件事故の未然防止と発生時の迅速な対応のための宿泊地の警察署への行程の手配のほか、学校に対して関係警察署の連絡先等の情報提供を行う。	学校からの要請に応じて実施	適宜実施	学校からの要請に応じて実施	—	230	